

# お知らせ版

発行／加茂市役所  
〒959-1392 新潟県加茂市幸町  
2丁目3番5号  
TEL 0256-52-0080  
FAX 0256-53-2729  
ホームページ  
<http://www.city.kamo.niigata.jp>  
E-mail  
[kamo@city.kamo.niigata.jp](mailto:kamo@city.kamo.niigata.jp)  
編集／総務課  
印刷／株小野塚印刷所

## 職員採用試験を実施 平成 31 年 4 月 1 日採用予定

加茂市職員採用試験（第 1 回、第 2 回、第 3 回）を次のとおり行います。  
受験申込書（履歴書）は市役所総務課人事係に用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。皆さんの応募をお待ちしております。  
※申し込みは下記のいずれかの試験日程のうちの 1 試験職種に限ります。



### 【加茂市職員採用試験 第 1 回】

試験職種	採用予定人数	受検資格
一般事務職（上級）	若干名	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた人。
土木技術職、建築技術職（各上級）	若干名	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた人。
調理員（学校または保育所における給食調理）	若干名	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、調理師免許取得者または平成 31 年 3 月 31 日までに免許取得見込みの人。

第 1 次試験 ▼一般事務職、調理員…教養試験、適性試験、作文試験  
▼土木技術職、建築技術職…教養試験、専門試験、適性試験、作文試験

試験日 9 月 2 日（日） 試験会場 市役所  
受付期間 8 月 17 日（金）まで ※受付は土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
第 2 次試験 第 1 次試験合格者に対し、面接試験を行います。

### 【加茂市職員採用試験 第 2 回】

土木技術職（上級）	若干名	昭和 34 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた人で、大学、短期大学若しくは専門学校において土木に関する課程を修めて卒業した人または平成 31 年 3 月 31 日までに当該課程を修めて卒業見込みの人。
-----------	-----	--

試験 面接試験 試験日 9 月 9 日（日） 試験会場 市役所  
受付期間 8 月 24 日（金）まで ※受付は土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

### 【加茂市職員採用試験 第 3 回】

土木技術職、建築技術職（各上級）	若干名	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた人。
------------------	-----	--

第 1 次試験 教養試験、専門試験、適性試験、作文試験  
試験日 10 月 21 日（日）  
試験会場 市役所  
受付期間 10 月 5 日（金）まで  
※受付は土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
第 2 次試験 第 1 次試験合格者に対し、面接試験を行います。

⊕ 休日当番医 9:00~17:00

月日	当番医	☎
7/22(日)	監物小児科医院	52-0800
29(日)	いからし小児科アレルギークリニック	53-2250
8/5(日)	ながば耳鼻咽喉科医院	53-0751
11(土・祝)	堀内医院	52-0953

提出先・問い合わせ 総務課人事係（☎内線 333）

百年に一度の唯一の好機！新加茂病院に産科の個室 20 室を確保しました！妊婦の方々は、皆個室を希望しています。  
新加茂病院の隣りに病児保育園を確保しました！お金は加茂市と田上町が負担！  
この二つこそ絶対必要な少子化対策！産科の個室が 1 つでは、医師も妊婦もやってくる、産科は実現しません。

読もう語らうイギリス文学  
「ハムレット」を題材に

7月26日(木)から市立図書館の英文学講座で「ハムレット」を始めます。いっしょに楽しみませんか。  
開催日 第2・4木曜日、午前10時～正午 講師 戸恒三恵子さん

問い合わせ 市立図書館(☎53-3500) します。

### 第37回市民カラオケ大会 第13回加茂川ブルース・加茂川慕情 全国大会 出場者を募集



カラオケ  
大会一般部  
門では40人  
(組)程度、  
加茂川ブルース・加  
茂川慕情全  
国大会部門  
では各15人  
程度を募集します。

川慕情のCDやテープは、商工  
観光課、文化会館等で発売中。

申し込み 8月1日(水)午前9  
時～31日(金)午後5時までに  
文化会館(☎53-0842)へ。  
※定員になりしだい締め切り



加茂市民カラオケ大会

### 国民年金 保険料免除制度



所得が少ない等の理由で国民  
年金保険料の納付が困難な人の  
ために、申請し承認されると保  
険料の納付が免除、猶予される  
制度があります。

日 時 10月8日(月・祝)正  
午開演  
審査員 山岸之起先生  
出場料 1人4千円(申し込み  
時に納入)

出場資格 ▼一般部門(楽曲自  
由) 16歳以上の加茂市・田上  
町在住、または加茂市に通勤通  
学している人。

▼加茂川ブルース・加茂川慕情  
全国大会部門 16歳以上の人  
(加茂市以外の人でも可)。  
その他 加茂川ブルース・加茂

納付猶予制度 50歳未満が対象  
の納付猶予制度、学生対象の学  
生納付特例制度。  
いずれの制度も原則として、  
前年所得を基準として審査され  
ますが、退職(失業)等の理由  
で承認される場合もあります。  
承認期間は老齢基礎年金を受  
け取るために必要な資格要件(受  
給資格期間)に算入されます。

ただし、10年以内に免除期間  
の保険料を追納しないと、年金  
額は通常に収めた分に比べ減額  
されます。また、納付猶予期間  
は追納しない限り年金額に反映  
されません。

免除制度の承認期間は7月～  
翌年6月までが1年度です。今  
まで免除申請を行い、引き続き  
7月以降も免除を希望する人は  
再度手続きが必要です(年金事  
務所から「継続審査申出受付済  
み」の通知があった人は不要。  
年金手帳、印鑑、失業中の人  
は雇用保険受給資格者証または  
離職票の写しをお持ちください。  
また、申請日から2年1か月  
前の月分まで遡及して申請する  
ことができます。

問い合わせ 市立図書館(☎53-3500)

### 夏休み親子講座 親子で学ぼう!手話



初めてでも気軽に楽しく学べ  
る手話講座を開催します。  
親子でいっしょに参加してみ  
ませんか。

日 時 8月8日(水)午前10  
時～正午

会 場 公民館第4研修室

対 象 小学生(保護者の同伴  
が必須)

定 員 親子15組(先着順)

受講料 無料

申し込み 7月30日(月)まで

に新潟県福祉保健部のホーム  
ページ(<http://www.preni-igata.lg.jp/fukushi/>)から申

申し込みください。

問い合わせ 新潟県福祉保健  
部障害福祉課地域生活支援係  
(☎025-280-5212)

### ながいき川柳 句題「ながいき」



ながいきストリート逸品フェ  
アでアーケードに掲示(10月1  
日～11月4日)する川柳を募集  
します。

句題は「ながいき」です。

秘訣や希望など「ながいき」  
にまつわる言葉を、5・7・  
5にまとめて応募してくださ  
い。

応募方法 1人2句以内。はが  
き裏面に必要事項を楷書で記入  
し、ご応募ください(フアック  
ス、持参も可)。

必要事項 投稿句、郵便番号、  
住所、氏名(ふりがな)、年  
齢、電話番号

申し込み 8月19日(日)まで

に加茂市商店街協同組合(〒  
959-1335 1仲町1-34、☎  
52-0775、FAX 53-3434)

※入賞者には加茂市商店街  
共通商品券を進呈。

## もうすぐ夏休み 子どもたちを 水の事故から守ろう



毎年夏になると水の事故が増加します。子どもたちが安全に楽しく夏を過ごせるよう、事故防止を心がけましょう。

**水難事故を防止するポイント**  
① 幼い子どもから目を離さない。子どもだけで水辺で遊ばせない。  
② 泳ぐときは準備体操をし、定期的に休憩をとる。  
③ 危険と思われる場所や、遊泳禁止区域では泳がない。  
④ できるだけ1人では泳がない。

**河川の水難事故防止について**

## あなたの注意で防げる コンロ火災

調理のときに  
欠かせない「コンロ」。  
正しく使って  
コンロ火災を防  
ぎましょう。



① 1人で遊ばず、必ず複数で遊びましょう。  
② サングラスは脱げやすいから危険です。  
ウオーターシューズなど、濡れても脱げにくい靴を履きましよう。

③ 川の水が急に増える次のサインに注意する。  
▼水の流れてくる方向の空に黒い雲が見える  
▼落ち葉や流木、ゴミが流れてきた

▼雷が鳴り始めた  
▼雨が降り始めた  
もし水難事故が発生したら

① 近くの人に助けを求め、消防署などに救助を要請しましょう。  
② 泳いで助けに行くのは最後の手段です。  
単独で助けに行くのは自分までおぼれてしまう危険があるので、背が立つところ以外の場所

① 調理中は、その場を絶対離れない  
もし、その場を離れるときは必ず火を消してください。  
② コンロやその周囲はきれいに油汚れをそのままにしておくと、コンロの火が燃え移る危険があります。  
特にグリル内に肉や魚の油がたまつたままでは危険です。  
コンロやその周りは、いつも

では不用意に飛び込まず、周囲の人と協力し、浮き輪や竿、ロープなどを使って救助を行いましょう。  
もしもに備えて救命講習受講  
消防署では、救命講習受講の申し込みを受け付けています。

もしもの場合に迅速に対応できるよう、救命講習を受講して、応急手当の技術を習得しましょう。

■ 楽しく花火をするために  
花火のときは  
次のことに注意  
しましょう。



① 子どもだけの花火は危険です。大人がしっかりと見ています。

② 花火を人に向けたり、燃えやすい物の近くでの花火はやめる。  
③ 水の入ったバケツを準備し、きれいに掃除しましょう。

③ 電磁調理器も「絶対に安全」ではありません  
電磁調理器（IH）コンロは、火を使わないので絶対に安全と思われがち。しかし、誤った使い方や対応機器以外の調理器具を使うと、火災が起る恐れがあるのでご注意ください。

お問い合わせ 加茂地域消防署・予防課（☎52-1770）

使い終わった花火の火は消す。やけどをした場合

① すぐに患部に水道水をかけ、10分〜30分間冷やしましょう。服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさず直接水をかけましょう。

② 病院へ行く場合は、ガーゼや清潔なタオルなどで患部を包み、何も塗らないでください。また、水泡がある場合は、破らないように注意しましょう。

③ 自宅で処置できる軽度なやけどは消毒などを行い、痛みがなくなるまで包帯などの上から冷やしましょう。

お問い合わせ 加茂地域消防署（☎52-1770）

加茂市の皆様 アルビレックス新潟の試合に無料ご招待  
アルビレックス新潟  
対 栃木SC



日時 8月11日（土）  
祝 午後7時キックオフ  
会場 デンカビッグスワンスタジアム  
席 種（予定）自由席  
応募方法 ▼スマートフォン

QRコード（下図）からお申し込みください。  
応募期限 8月10日（金）  
往復はがきの場合 往信用裏面に①住所②氏名③生年月日④電話番号⑤メールアドレス（お持ちの人）⑥観戦希望試合（栃木戦）とチケットの希望枚数（4枚まで）を返信用表面に返信先（自分の住所・氏名）を記入し郵送する（応募は1世帯につき1通限り有効）。  
招待の可否とチケット引換方法は、返信用はがきでお知らせします（応募期限翌週に郵送予定）。



あて先 〒950-0954 新潟市中央区美咲町2-1-10 アルビレックス新潟後援会「試合観戦ご招待」係  
応募期限 8月1日（水）必着  
お問い合わせ アルビレックス新潟後援会（☎025-282-0011）

人口のうごき	7月1日現在	
世帯	10,276	(-4)
人口	27,408	(-28)
男	13,324	(-6)
女	14,084	(-22)
	( )内は前月比	
	(6月異動分)	
出生	13 (男)	7 (女)
死亡	35 (男)	11 (女)
転出	44	38

③ 8月3日 司法書士の日  
各事務所無料相談

不動産の相続や売買、登記、会社の登記、借金に関する事、その他訴訟に関する事などの相談をお受けします。  
日時・会場 8月3日（金）に県内各司法書士事務所の営業時間内に実施。お問い合わせ 県司法書士会（☎025-244-5121）

# 国保からのお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やけがのときに安心して受診できるように、日ごろから収入に応じてお金（国保税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。国保は医療保険のひとつとして新潟県が主体となり運営し、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に加入します。

保険証 8月から  
ベージュ色



国保の保険証（国民健康保険被保険者証）を8月に更新します。新しい保険証は「ベージュ色」です。

世帯の分をまとめて世帯主宛てに郵送しますので内容を確認して大切に保管してください。

▼資格がなくなったら届け出を職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証を返してください。

▼学生の場合  
市外に住所を移している学生は特例で加茂市から国保の保険証を交付します。  
在学証明書か学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

■保険証の有効期限  
通常、保険証の有効期限は毎年7月31日ですが、次の場合は有効期限が別に定められています。

▼退職者医療対象者は64歳まで  
退職者医療制度に該当している人とその被扶養者で、65歳になる人の保険証は、有効期限が

こんなときは14日以内に市民課へ届け出ください

	状況	持ってくるもの
国保に加入	他市町村から転入してきた	転出証明書
	退職や認定取消などで他の健康保険をやめた	健保などの資格等喪失連絡票
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止連絡票
国保脱退	他市町村へ転出する	保険証
	他の健康保険に加入した	国保と健保などの保険証
	死亡した	保険証
	生活保護を受けた	保険証、保護開始連絡票
その他	退職者医療制度に該当になった	年金証書、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	保険証をなくした	本人確認できるもの（代理人の場合は郵送）
	保険証の内容訂正または汚れた	保険証
	修学のため他市町村へ行く	保険証、在学の証明書

※届け出のときは、個人番号（マイナンバー）が分かる書類を持ってきてください。

表1 高額療養費 70歳未満（月額）

所得区分	回数	
	3回目まで	4回目以降※1
上位所得世帯※2 総所得金額901万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
上位所得世帯 同600万円～901万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般世帯 同210万円～600万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般世帯 同210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※2 所得の申告がない場合も上位所得世帯（総所得金額901万円以上）とみなされます。総所得金額は「基礎控除後の総所得金額等」。

誕生月の月末までです。  
対象者には、有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

▼70歳になる人には兼高齢受給者証

新たに70歳になる人の保険証は、有効期限が誕生月の月末（1日生まれの方は前月末）までです。

対象者には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

▼75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度

新たに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までです。

75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入するので、75歳の誕生日までに後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

## 高額療養費について

■70歳未満の高額療養費

国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額（表1）までで済むようになります。

高額療養費の限度額は所得によって複数の区分があります。医療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用させるためには「限度額適用認定証」が必要となります。

入院や通院で自己負担が高額になるときは、あらかじめ健康

表2 70歳以上75歳未満（月額） ※太枠部分は8月からの額

区分	外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み所得者 Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% （4回目以降は140,100円）	
Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% （4回目以降は93,000円）	
Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% （4回目以降は44,400円）	
一般	18,000円（年間上限 144,000円）	57,600円（4回目以降 は44,400円）
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

入院時食事代 標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の人）	460円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ（70歳以上）	90日までの入院 210円 90日超の入院（過去12か月の入院日数） 160円
低所得者Ⅰ（70歳以上）	100円

※住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ、Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

課で申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。  
なお、複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■70歳以上は8月から限度額が変更

70歳以上75歳未満は、個人単位（外来のみ）と世帯単位（外

来・入院）でそれぞれ自己負担限度額（表2）が設定されています。  
一般世帯は「保険証」だけを、現役並み所得者のうち現役区分Ⅰ・Ⅱに該当する人は「保険証と限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は「保険証と減額認定証」を、それぞれ提示することで医療機関での支払いが限度額までとなります。

また、月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者になる人は、同一月

でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれぞれで限度額を負担する場合があります。

しかし、特例として75歳に到達した月は、移行前後の医療保険制度で限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります（1日生まれを除く）。

■食事の減額認定証

入院時の食事負担額は1食460円ですが、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円（過去12か月の入院日数が90日を超える長期入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

■限度額適用認定証などの更新  
現在お持ちの「限度額適用認定証」および「限度額適用

標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。

・限度額適用認定証  
対象者 70歳未満で医療機関での負担が限度額を超える人、70歳以上で現役並み所得者（3割負担）の現役区分Ⅰ・Ⅱの人

・更新の認定証（更新の場合）  
現在お持ちの認定証（更新の場合）  
対象者 住民税非課税世帯に属する人  
手続きに必要なもの 保険証、現在お持ちの認定証（更新の場合）、長期入院該当者は90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）

70歳以上75歳未満の所得区分

①現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により2割負担（昭和19年4月1日以前生まれは1割負担）となります。

②低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

③低所得者Ⅰ 世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

国民健康保険 人間ドックの助成



国民健康保険の加入者に人間ドック費用の一部を助成していただきます。

対象 受診日に国民健康保険に加入している30歳から74歳の人で、国民健康保険税を滞納していない世帯に属する人  
助成金額 2万5千200円  
助成方法 ①市と契約している健診機関（人間ドック意向調査票に記載）で受診した場合は、人間ドック費用と助成金額の差額を健診機関の窓口で支払ってください。

②市と契約していない健診機関で受診した場合は、人間ドック費用を全額支払い、後日、助成申請をしてください。

助成申請に必要なもの  
①申請書（健康課窓口にあります）  
②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書  
③人間ドック結果報告書  
④保険証  
⑤印鑑  
⑥通帳など振込先口座が分かるもの

申請・問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線161）

## 国保特別会計 15年連続で赤字

平成29年度の加茂市の国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分+後期高齢者支援金分）は8万4千296円、1世帯当たりでは13万6千798円となりました。

これは前年度に比べ、1人当たりでは1.8%の増加、1世帯当たりでは0.3%の減少でした。

一方、1人当たりの年間医療費は37万7千301円となり、内訳

国民健康保険税	560,046
国庫支出金	712,657
療養給付費交付金	73,352
前期高齢者交付金	902,376
繰入金	290,410
繰越金	0
その他	867,171
計	3,406,012

総務費	68,992
保険給付金	2,015,394
後期高齢者支援金	355,695
介護納付金	137,470
共同事業拠出金	668,890
その他	64,054
前年度繰上充用金	235,379
計	3,545,874

をみると国保一般が37万6千19円、前年度に比べ2.8%の増加、退職が43万416円、前年度比43.8%の増加となりました。

国民健康保険特別会計の収支状況の支出では全体の96%、約34億1千400万円が皆さんの医療費などの支出に充てられています。

また、これらを賄う収入は皆さんから納めていただく国保税や国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などとなっています。

国保特別会計は平成15年度から赤字が続いており、29年度は1億3千900万円余りの赤字決算となる見込みです。

### 医療費を抑えるために



国保は高齢者の加入割合が高く（60歳以上が64%）、医療費の増加や国保税の負担能力など、制度の維持、運営に大きな影響を与えています。

医療費を大切にするために

## 国民健康保険税は忘れずに納付を

国民健康保険税は国保に加入している世帯員の分をまとめて世帯主から納めていただきます。国保税は国保を運営するうえでとても大切な財源です。納期限までに納めるようご協力ください。納期は7月から翌年3月までの9回です。

**納税は口座振替で** 口座振替は1回の手続きで確実に納税できます。依頼書は市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課、市民サービスセンターの窓口にあります。

25日までの申し込みで翌月納期分から口座振替納税できます。

**納税はいつから** 他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。届け出たときからではありませんので、ご注意ください。

また、国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引による特別徴収によって納めていただきます。

### 平成30年度 加茂市国民健康保険税率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ※1
所得割 ※2	7.40%	2.10%	2.45%
資産割 ※3	19.78%	7.80%	—
均等割 ※4	29,400円	9,600円	13,420円
平等割 ※5	20,600円	5,400円	—
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

世帯主に対して課税し、年度途中での加入・脱退は月割りで計算します。

※1 40～64歳のみ。※2 前年所得から33万円を控除した基礎額に割合を乗じ算出。※3 今年度固定資産税額に割合を乗じ算出。※4 1人当たり ※5 1世帯当たり

も、みなまでお医者さんの上手なかかり方を心がけましょう。

### 家庭医を持つ

あなたの病歴や体質、生活環境や健康状態をよく知っている家庭医を持つことは、病気の治療にたいへん役立ちます。

### 早期発見・早期治療

どんな病気も早期発見・早期治療が大切です。ふだんと様子が違ったら、早めに受診しましょう。

### 受診は時間内に

急病など特別な場合のほかは時間外や休日の受診は避けるよ

うにしましょう。

ハシゴ受診をしない お医者さんを次々と替える人がいます。これは同じ検査を何回もしたりしてムダなばかりか、薬が重なったりして危険なこともありますので、やめましょう。

## 後発医薬品 ご存知ですか



後発医薬品（ジェネリック

医薬品）は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な医薬品です。

ジェネリック医薬品への変更は、医師や薬剤師に相談し、薬の特徴や医療費について説明を聞いて判断しましょう。

今までの薬を一気に変更するのが不安なときは、試しに数日分を変更することも可能です。

自分の意思を伝えるジェネリック医薬品希望カードは、健康課の窓口でも配付しています。

(7)

## 交通事故に 遭ったら届け出



保険証を使い交通事故などのけがの治療を受けるときは「第三者行為による被害届」を提出してください。

### ■届出の際の注意

- ・加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。
- ・交通事故証明書を取り寄せる。
- ・保険証と印鑑を持参する。

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

- 事故に遭ったときは
- ・軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。
- ・免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。
- ・自動車のナンバーを控える。
- ・示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する（加害者から治療費を受け取ったり、示談

## 後期高齢者 医療制度



保険証は8月から桃色

後期高齢者医療制度の保険証が更新されます。

8月からの保険証は「桃色」で、個人宛てに郵送します。

▼後期高齢者の人間ドック助成  
後期高齢者の人間ドック費用の一部を助成しています。

対象 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢者である人。

助成金額 1万円（上限）  
助成申請に必要なもの

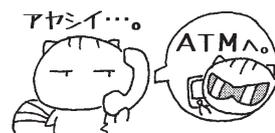
①申請書（健康課窓口にあります）  
②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書③人間ドック結果報告書④

保険証⑤印鑑⑥通帳など振込先口座が分かるもの

申請・問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線161）

を済ませると保険証は使えません。

## 不審電話に ご注意ください



振り込み額を確認するよう促す不審な電話や訪問の事例が相次いでいます。

市では手続きをしていない人に口座番号を聞くことや、銀行等のATMに行き操作をお願いすることは絶対にありません。このような電話や訪問があったら健康課（☎内線163）または加茂警察署（☎52-0110）へ問い合わせください。

## 医療費の お知らせ



国民健康保険の被保険者の皆さんが、病気などで医療機関等を受診した場合の医療費を知っていたため、年4回「医療

## 非自発的失業者に係る国 民健康保険税の軽減措置

倒産・解雇・雇止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人の国保税を軽減します。

対象者 対象となるのは次のすべての条件を満たす人。  
・失業時点で65歳未満の人  
・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）  
または特定理由離職者（雇止めなどによる離職者）である人。

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容 国民健康保険税の所得割を算定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30/100として算定します。  
軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。  
申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康課窓口へ届け出てください。

費のお知らせ）を行います。

内容は①受診月②受診者氏名③医療機関等の名称④医科（入院・通院）・歯科・薬局等の別

⑤受診日数⑥医療費の総額等です。また、皆さんが医療機関等の窓口で支払った額（患者負担額）は「医療費の総額」のうち

次の割合から医療費助成等を差し引いた額です。

▼就学前 2割負担  
▼高齢受給者（70〜74歳） 1割または2割負担

※一定以上所得者は3割負担

▼その他の被保険者 3割負担  
「医療費の総額」から「患者負担額」を差し引いた残りは皆

さんが納めた保険税や、国からの負担金などでまかなわれています。

なお、後期高齢者医療制度の加入者には、新潟県後期高齢者医療広域連合から、年3回（7、11、3月）「医療費のお知らせ」をお送りしています。

日ごろから自分の健康管理には十分注意し、医療費を有効に使うよう心がけましょう。

### 医療費お知らせ

通知月	診療月
7月 (今年のみ)	1～3月 12～3月
10月	4～6月
1月	7～9月
4月	10～12月

# コンピュータ処理による個人情報の記録項目

市では、住民サービスの向上と事務処理の効率化を図るために、コンピュータを導入し、住民票や各種証明などを機械で処理しています。

コンピュータ処理により生じる個人の権利利益の保護を目的とする、「加茂市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」に基づき、現在、市がどのような業務をコンピュータで処理しているかを公表します。

市民の皆さんは、コンピュータに入っている自分の情報を開示請求（住民記録や税情報など、ほかに閲覧や通知書などで知ることができるものは除く）により知ることができます。

個人情報についての問い合わせは、企画財政課企画調整係（☎内線 314）へ。



業務の名称	主管課	主な記録項目
住民記録	市民課	異動年月日、前住所、本籍、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、選挙、印鑑、住民票コード、個人番号
国民年金	市民課	年金種別、資格、拠出年金、福祉年金
選挙管理	総務課	転出先住所、異動年月日、投票区、投票所
市県民税	税務課	申告区分、所得、所得控除、税額
収税消込		税目、年度、通知書番号、年税額、期別税額、納付年月日
軽自動車税		車種、標識番号、車台番号、排気量、取得日、廃車日、税額
固定資産税・都市計画税		所在地、地目、地積、家屋構造、床面積、建築年、償却資産、耐用年数、税額
口座振替		金融機関コード、口座番号、口座名義人
国民健康保険税	健康課	所得、資産税額、被保険者数、軽減、異動年月日、税額
介護保険料		所得、市民税額、基礎年金番号、異動年月日、保険料
国民健康保険（給付）		資格
後期高齢者医療		資格
医療費助成		受給者に関する項目
住民健康管理	福祉事務所	検査年月日、検査結果、予防接種年月日・結果
児童手当		被用区分、支給金額記録、口座番号、口座名義人
保育料		保育所名、保育実施、保育料、金融機関コード、口座番号、口座名義人、税額
老人福祉		敬老会対象者に関する項目
身体障害者等福祉		障害種別、障害等級、障害福祉サービス受給者に関する項目
母子父子福祉	水道課	所得額、支給金額記録、口座番号、口座名義人
生活保護		受給者に関する項目
下水道負担金・使用料		所在地、地積、地目、負担金額、決定年度、使用料、汚水量、使用開始日付、金融機関コード、口座番号、口座名義人
社会教育関係	公民館	成人式該当者に関する項目
学校教育関係	学校教育課	就学児童・生徒に関する項目
農地台帳	農業委員会事務局	地目別経営面積、借地・貸付地項目、農業者年金加入状況
生産調整推進対策	農林課	生産調整に関する項目
債権者登録	会計課	金融機関コード、口座種別、口座番号、口座名義人
源泉徴収票発行		個人番号
水道料金計算	水道局	使用水量、メーター口径、水道料金、金融機関コード、口座番号、口座名義人、納付年月日
公営住宅	建設課	団地名、住宅番号、入居年月日、家賃、金融機関コード、口座番号、口座名義人
介護保険	加茂市介護・看護支援センター	要介護度
犬の登録管理	環境課	登録年度、登録番号、登録日付、所有者の住所、所有者氏名、電話番号、犬の種類、犬の生年月日、毛色、犬の性別、犬の名前、予防注射の実施記録

※このほか各業務には、住所、氏名、性別、生年月日などの基本的な項目が記録されています。

サマージャンボ宝くじ 県内で購入された宝くじの交付金は市町村に分配され、明るく住みよいまちづくりに使  
8月3日（金）まで発売中 われています。宝くじは市内で買いましょう！

[消費生活情報 第76号]

# 災害に便乗した悪質商法に注意！ 災害発生地域以外も狙われます

地震などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多発します。契約を迫られてもその場で決めないで、慎重に検討しましょう。

義援金詐欺の事例もありますので、寄付金や義援金は確かな団体を通して送るよう、気をつけましょう。

## 【過去の災害発生時に寄せられた相談事例】

〈工事・建築〉

・屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた

・雪下ろし作業後に当初の見積りより高い金額を請求された

〈寄付金・義援金〉

・ボランティアを名乗り、募金を求める不審な電話があった

・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求められた

## 【困ったときの相談窓口】

消費者ホットライン



**188** (イヤヤ)

※最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります

～またはご相談は下記まで～

加茂市商工観光課消費生活相談窓口

☎ 0256-52-0080 (内線 132)

新潟県消費生活センター

☎ 025-285-4196 (相談専用電話)



# 暮らしのカレンダー 7月・8月

<p><b>7月 23</b> (月) 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民俗資料館休館日</li> <li>公民館・市民体育館休館日</li> <li>七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日</li> </ul>	<p><b>30</b> (月) 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民俗資料館休館日</li> <li>七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日</li> </ul>
<p><b>24</b> (火) 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温水プール休館日</li> </ul>	<p><b>31</b> (火) 赤口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温水プール休館日</li> </ul>
<p><b>25</b> (水) 赤口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政相談 市役所相談室 1 9:00~11:30</li> <li>心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00</li> <li>古典文学の集い・万葉集 市立図書館 10:00から</li> <li>公証法律相談 (社会福祉協議会 ☎52-6667へ予約) 市役所相談室 3 13:00~15:00</li> </ul>	<p>8月 <b>1</b> (水) 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00</li> </ul> <p><b>2</b> (水) 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チリメンモンスターをさがそう! (7/20~31に市立図書館 ☎53-3500へ要申し込み) 市立図書館 10:00~12:00、13:30~15:30</li> </ul>
<p><b>26</b> (木) 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から</li> <li>読書会 市立図書館 13:30から</li> </ul>	<p><b>3</b> (金) 先負</p>
<p><b>27</b> (金) 友引</p>	<p><b>4</b> (土) 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00</li> <li>司法書士による無料法律相談 (予約は前日までに ☎47-1882へ/司法書士会三条支部相談員: 加藤笑さん) 上町コミセン 9:00~12:00</li> <li>映画鑑賞会 (一般) 「独裁者」 市立図書館 14:00から</li> <li>民俗資料館休館日</li> </ul>
<p><b>28</b> (土) 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども映画鑑賞会「おじゃる丸 銀河がマロを呼んでいる」 市立図書館 14:00から</li> </ul>	
<p><b>29</b> (日) 仏滅</p> <p>☎ 休日当番医 いからし小児科アレルギークリニック ☎53-2250 9:00~17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総体 野球 (一般、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から</li> <li>水泳 市民プール 8:30から</li> <li>民俗資料館休館日</li> </ul>	<p><b>5</b> (日) 大安</p> <p>☎ 休日当番医 ながば耳鼻咽喉科医院 ☎53-0751 9:00~17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総体 野球 (中学生の部) 七谷野球場ほか 8:00から</li> <li>民俗資料館休館日</li> </ul>

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

## 臨時駐車場からのシャトルバス時刻表

臨時駐車場	七谷中学校	美人の湯	加茂	セントアイ	下条	温水プール	加茂市役所	須田中学校	須田小学校
発車予定時刻									
会場行	5:20	5:15	5:20	5:30	5:20	5:15	5:15		

臨時駐車場行	ラジオ体操生放送終了後 6:50ころ
	ラジオ体操ポイントレッスン終了後 7:30ころ

※発車時刻は混雑の度合いや進行状況により前後することがありますのでご了承ください (満員になった場合、時刻前でも発車します)。

問い合わせ 勤労者体育センター内社会体育係 (☎53-2206)

みなでラジオ体操に参加して、元気に体を動かしてみませんか。  
なお、会場周辺は駐車場が限られているため、左表のとおり臨時駐車場を設け、そこからシャトルバスを運行します。会場へは、できるだけシャトルバスをご利用になるか、徒歩または自転車、ご来場ください。



8月6日(月) 午前6時から陸上競技場(雨天時は勤労者体育センター)で「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会(6時30分からNHKラジオ第1で全国生放送)」が開催されます。

夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会  
臨時駐車場からシャトルバスを運行

